

# 平成21年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成20年度予算) 404,622百万円 → (平成21年度概算要求) 444,216百万円

## <新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実>

### 1 認定こども園の設置促進等

7,820 百万円

- ・認定こども園施設整備  
幼保連携型認定こども園となる際に必要な施設整備を図る。
- ・認定こども園設置促進費  
幼保連携型認定こども園への移行促進を図るため、必要な支援を行う。
- ・認定こども園事業費  
幼保連携型認定こども園の設置促進を図るため、幼稚園型の保育機能部分に対して必要な支援を行う。

※認定こども園に係る経費については、文部科学省においても同旨の要求を行う。

### 2 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

#### (1) 次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金) 21,500 百万円

- ・民間保育所整備費  
各市町村の整備計画に基づく民間保育所の整備を図るほか、待機児童が多い市町村を中心に民間保育所の整備を重点的に支援する。  
また、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業について、保育所整備に係る融資案件の優遇措置を行う。

#### (2) 民間保育所運営費 344,521 百万円

- ・待機児童の解消を目指し、民間保育所における受入れ児童数の増を図る。
- ・入所児童の健康・安全管理を充実させるほか、配慮が必要な子どもに対応するなど、保育所の機能の充実を図るため、保育所へ計画的に看護職員を配置する。  
(定員121人以上施設を対象)
- ・少子化対策の推進を図るため、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置を行う。  
(具体的内容については年末までに調整)
- ・保育単価定員区分について細分化を行う。  
(具体的内容については年末までに調整)

#### (3) 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)(待機児童解消広域調整事業費)

40,000 百万円

- ・都道府県が積極的に市町村を支援し、待機児童解消の推進を図る場合の補助を創設する。

- (4) 待機児童解消促進等事業費 1,622 百万円  
 ・認可化移行促進事業  
 ・家庭的保育事業  
 ・保育所分園推進事業 等
- (5) 保育環境改善等事業 253 百万円  
 保育サービスの推進のため、施設の軽微な改修等を推進する。
- (6) 保育士の再就職支援事業 24 百万円  
 保育士資格保有者の再就職支援のための研修等を実施する。

### 3 必要なときに利用できる多様な保育サービスの整備等

- (1) 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)再掲 40,000 百万円  
 ・延長保育促進事業  
 通勤時間の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。  
 ・家庭支援推進保育事業  
 ・へき地保育所費
- (2) 家庭的保育事業(再掲) 1,465 百万円  
 対象児童の増と家庭的保育の知識等を取得するための研修を実施する。  
 対象児童数 2,500人 → 5,000人
- (3) 一時預かり等事業 3,063 百万円  
 ・保護者の通院や社会参加活動等や育児疲れの軽減のため、一時的な保育を行う一時預かり及び保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育を推進する。  
 一時預かり事業(保育所型) 7,202 か所 → 7,610 か所  
 一時預かり事業(地域密着型)【新規】 143 か所  
 特定保育事業 1,890 か所 → 1,890 か所
- (4) 休日・夜間保育事業 978 百万円  
 補助単価の大幅な見直しにより、保護者の勤務形態の多様化に対応した、休日・夜間保育事業を推進する。  
 1,135か所 → 1,310 か所
- (5) 病児・病後児保育事業 3,730 百万円  
 地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業を推進する。  
 1,307か所 → 1,853 か所
- (6) 地域子育て支援拠点事業 12,017 百万円  
 地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、その機能の拡充を図る。  
 7,025か所 → 8,500 か所
- (7) その他の保育サービスの充実 8,688 百万円  
 事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

# 平成21年度児童健全育成対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

(平成20年度予算額) (平成21年度概算要求額)  
291,410百万円 → 298,594百万円

## 1. 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進

27,850百万円

「新待機児童ゼロ作戦」を踏まえ、放課後児童クラブの受け入れ児童数の集中重点的な増加を図るとともに、大規模クラブ（児童数71人以上のクラブ）の解消を図るなどの緊急重点整備を行う。

また、放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

### (1) 放課後児童クラブ運営費（ソフト事業） 18,255百万円

#### ○ 放課後児童健全育成事業費

・か所数

20,000クラブ → 23,600クラブ（+3,600クラブについては10月～実施）

・設置か所数の増に伴い、運営費について所要額の確保を図るとともに、開所時間の延長など、保護者のニーズに対応するための支援を実施する。

### (2) 放課後児童クラブ整備費等（ハード事業） 9,392百万円

#### ○ 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】

・学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の増を図る。

#### ○ 改修費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業】

・大規模クラブの解消を図るための改修及び、既存施設（学校の余裕教室等）を改修して、放課後児童クラブ室を設置する際の改修か所数の増を図る。

#### ○ 設備費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業】

・既存施設（学校の余裕教室等）において、新たに放課後児童クラブを実施する際の児童のロッカー等を購入する場合の費用（設備費）の増を図る。

(3) 放課後子ども推進事業（文部科学省）との連携促進 203百万円

両事業の効率的な運営方法を協議する委員会や、一体的な活動を促すコーディネーターの設置、指導者（員）研修を実施する。

**2. 地域における子どもの健全育成や子育て家庭への支援の充実**

(1) 地域における子育て支援拠点の拡充 12,017百万円

- ・ 地域において子育て親子の交流や子育てに関する相談の実施等を行う地域子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）について、身近な場所への設置促進を図る。
- ・ ひろば型のうち、多様な子育て支援活動の実施や関係機関等とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い機能拡充を図るものについて新たな補助単価を設定する。

7,025か所 → 8,500か所

(2) 民間児童厚生施設等の活動の推進 1,242百万円

- ① 児童館、児童センター等の活動の推進
  - ・ 民間児童館等が行う文化、創作、体力増進等の活動を推進する。
- ② 児童福祉施設併設型民間児童館事業の推進
  - ・ 民間の児童福祉施設に児童館を併設し、児童福祉施設の専門的な養育機能を活用した事業を実施する。

(3) 母親クラブ、子育てサークル等の育成支援 189百万円

- ・ 子どもを事故や犯罪から守るための活動をはじめ、親子や高齢者との交流活動や子どもとともに食の大切さを学ぶ文化活動などを積極的に地域で実施する自主的グループへの支援を行う。

(4) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進 126百万円

- ・ すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。  
また、中・高校生の交流の場づくり、絵本の読み聞かせ、親と子の食事セミナー等を実施する。

(5) 子どもの健全育成、次世代育成支援等に資する特色のある取組への支援

900百万円

- ・ 各都道府県、市町村における子どもの健全育成や次世代育成支援等に資する先駆的な普及啓発や全国的に新たな事業展開が期待できる取組等について、単年度を原則として支援【定額10/10相当補助】する。

3. 放課後等の子どもの遊び場づくりの推進

○ 児童館、児童センターの整備

846百万円

- ・ 児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした児童館、児童センターの整備を促進する。

4. 児童手当国庫負担金

252,448百万円

○ 児童手当の内容（現行どおり）

- ・ 支給対象：小学校修了までの児童（12歳に到達後の最初の年度末まで）
- ・ 支給月額：0歳から3歳未満 一律 10,000円  
3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 5,000円  
第3子以降 10,000円

# 平成21年度母子保健対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

(平成20年度予算)

(平成21年度概算要求)

19,924百万円 → 21,980百万円

## 1 総合的な母子保健医療対策の充実

6,145百万円

### 母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）

周産期医療体制の整備を進めるとともに不妊治療に対する支援の実施や都道府県域における「子どもの心の診療拠点病院」を中核とした支援体制の構築等を図る。

#### (1) 周産期医療体制の整備

一般の産科病院等と高次の医療機関とのネットワークを構築し、総合周産期母子医療センター等において母体・胎児が危険な妊産婦や低出生体重児等に適切な医療を提供する。

#### (2) 地域周産期母子医療センター運営事業の創設（新規）

地域において、出産前後の集中管理が必要な母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行う比較的高度な医療を提供する「地域周産期母子医療センター」に対して運営費の一部を助成する。

#### ※ 対象となる「地域周産期母子医療センター」

母体・胎児集中治療管理室(MFICU)、新生児集中治療管理室(NICU)をそれぞれ3床以上有し、かつ、診療報酬上のハイリスク分娩管理加算が算定できる施設

#### (3) 妊産婦ケアセンター（仮称）運営事業の創設（新規）

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良（うつ病など）の妊産婦を対象に宿泊型のサービス（母体ケア、乳児ケア等）を提供する「妊産婦ケアセンター（仮称）」に対して運営費の一部を助成する。

**(4) 不妊治療に対する支援**

体外受精、顕微授精を対象に治療費の負担軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用を一部助成するとともに、不妊専門相談センター事業を実施する。

**(5) 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の実施**

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

**2 小児慢性特定疾患対策の推進**

11,593百万円

小児がんなどを対象とする小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具を給付する福祉サービスを実施する。

**3 未熟児養育医療等**

3,453百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

**4 食育の推進**

8百万円

子どもの健全な発育・発達を支援するため児童福祉施設等における食事摂取基準の適切な活用に向けた普及啓発を行う。

**5 健やか親子21推進等対策経費**

15百万円

「健やか親子21」（21世紀の母子保健の取り組みの方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画）の着実な推進を図るため、健やか親子21推進協議会の設置、健やか親子21全国大会等母子保健に関する普及啓発活動を国において実施する。

## **6 子ども家庭総合研究事業**

531百万円

子どもの心身の健やかな育ちを社会が継続的に支えるために必要な母子保健医療・児童福祉施策の科学的基盤となる研究を推進する。

## **7 母子保健医療施設・設備整備事業**

(医政局・医療提供体制整備交付金等に一括計上)

妊娠時期から出産、小児期に至るまでの高度な医療を提供するため、新生児集中治療管理室(NICU)の整備を含む小児医療施設の整備や母体・胎児集中治療管理室(MFICU)の整備を含む周産期医療施設の整備を図る。

## **8 妊娠・出産に係る負担の軽減**

安心して、妊娠・出産できるようにするために、負担の軽減について、検討する。

# 平成21年度児童虐待防止対策関係概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
虐待防止対策室

(平成20年度当初予算) (平成21年度概算要求)  
14,643百万円 → 17,293百万円

【次世代育成支援対策交付金等を除く。】

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援のため、引き続き地域における支援体制の整備や児童相談所の機能強化とともに、家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実を図る。

## 1. 発生予防対策の推進

### (1) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」の全国展開に向け、推進を図る。

### (2) 育児支援家庭訪問事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う「育児支援家庭訪問事業」の全国展開に向け、推進を図る。

### (3) 地域子育て支援拠点事業の推進

- 地域における子育て支援拠点(ひろば型、センター型、児童館型)について、身近な場所への設置を促進するとともに、機能拡充を図る。

### (4) 子育て短期支援事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 育児不安や育児疲れなどの場合における児童養護施設等での子どものショートステイ及びトワイライトステイの実施について着実な推進を図る。

## (5) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

- すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

## (6) オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

- 子どもへの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間(11月)に全国フォーラムを開催するとともに、オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を促進する。

## 2. 早期発見・早期対応体制の充実

### (1) 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化 【次世代育成支援対策交付金】

- 「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

### (2) 児童相談所の機能強化

- 評価・検証委員会設置促進事業の創設 【新規】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

外部有識者等による重大事例の検証、児童相談所の業務管理等に関する評価・助言等を行う「評価・検証委員会」を設置し、児童相談体制の一層の充実・強化を図る。

- 一時保護所の体制強化

虐待を受けた子ども等への心理的ケアの充実及びアセスメント機能の強化を図るため、一時保護所に配置している心理職員(非常勤)の常勤化を図るとともに、学習指導の強化や混合援助等からくるトラブルの軽減・即時対応等を図るため、一時保護所における教員・警察官OB、通訳等の配置を促進する。

- 一時保護施設的环境改善 【次世代育成支援対策施設整備交付金】

一時保護施設における居室等の環境改善や定員不足解消のための施設整備を推進する。

### (3) 乳児院等における一時保護受託の際のケアの充実

- 児童相談所以外の施設等において乳児等の一時保護を受託する際に、適切な保育の実施や子どもの体調の変化等への迅速な対応が可能となるよう、乳児等のケア担当職員を配置し、支援体制の充実を図る。

### (4) 子どもの心の診療拠点病院の整備

【母子保健医療対策等総合支援事業】

- 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

### (5) 児童家庭支援センター事業の拡充

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- 地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る。

## 3. 自立に向けた保護・支援対策の充実（社会的養護体制の拡充）

### (1) 家族再統合に向けた取組の強化

- 保護者指導支援事業の創設 【新規】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

児童相談所の児童福祉司と連携して支援を行う保護者指導支援員（仮称）を配置し、施設入所が長期化している子どもの保護者に対し、子どもの家庭復帰のために養育方法や親子関係の築き方等の支援・指導を行い、家族再統合への取組を強化する。

### (2) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

- ファミリーホームの推進 【新規】

養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもをより適切に養育する事業（ファミリーホーム）を推進する。

○ 里親支援機関による里親の支援の推進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○ 小規模グループケアの推進

児童養護施設において虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

○ 乳児院における被虐待児個別対応職員の配置

虐待を受けた子どもの入所が増加していることから、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設に配置されている被虐待児個別対応職員を乳児院にも配置する。

○ 看護師の配置の推進

医療的ケアの必要性が高い児童養護施設に対する看護師(常勤)の配置を推進する。

# 平成21年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(平成20年度予算額) (平成21年度概算要求額)  
253,772百万円 → 261,421百万円

## 1. 社会的養護体制の拡充

79,867百万円→84,142百万円

(児童入所施設措置費(81,344百万円)及び児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,799百万円)の内数)

### (1) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

#### ○ファミリーホームの推進(新規)

養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもをより適切に養育する事業(ファミリーホーム)を推進する。

#### ○里親支援機関による里親の支援の推進

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

#### ○小規模グループケアの推進

児童養護施設等において虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

613か所 → 645か所

#### ○幼稚園費の創設(新規)

児童養護施設、里親等へ措置されている子どもが幼稚園に通うための経費を支弁する。

#### ○基幹的職員の格付け(新規)

施設において自立支援計画の作成、進行管理や職員の指導等を担う基幹的職員(スーパーバイザー)について、格付けを推進する。(一定の経験及び研修の受講を要件とする。)

### ○乳児院における被虐待児個別対応職員の配置

虐待を受けた子どもの入所が増加していることから、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設に配置されている被虐待児個別対応職員を乳児院にも配置する。

### ○看護師の配置の推進

医療的ケアの必要性が高い児童養護施設に対する看護師（常勤）の配置を推進する。

53カ所 → 151カ所

### ○学習指導費加算の拡充

学習指導費加算を充実し、部活動等にかかる経費を支弁する。

## (2) 施設退所児童等への支援の充実

### ○児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の拡充

児童養護施設を退所した子ども等に対し社会的な自立を促す援助を行う自立援助ホームについて、事業を充実するとともに「子ども・子育て応援プラン」に基づき、60か所を目標に設置を推進する。

### ○地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施

施設を退所した子ども等が就業や生活に関して気軽に相談できる場の提供や同じ悩みを抱える者同士が集まり情報交換等の活動を行うこと等を支援する地域生活・自立支援事業（モデル事業）を引き続き実施する。

### ○児童家庭支援センター事業の拡充

地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターについて、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、100か所を目標に設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る。

### ○身元保証人確保対策事業の推進

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受け保護された女性等が、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることがないように、身元保証人を確保するための事業を推進する。

### (3) 施設整備費の交付対象の拡大

次世代育成支援対策施設整備交付金について、ファミリーホーム・自立援助ホームや小規模分園型母子生活支援施設の施設整備を交付対象とするとともに、心理療法室・親子生活訓練室整備加算等の対象となる施設を拡大する。

(次世代育成支援対策施設整備交付金(21,500百万円)の内数)

## 2. 母子家庭等自立支援対策の推進

170,627百万円→174,078百万円

### (1) 母子家庭等の就業支援策等の推進

8,191百万円

#### ○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供にいたるまでの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2,843百万円)の内数)

#### ○高等技能訓練促進費の拡充

看護師等経済的自立に効果的な資格養成機関の修業期間中に支給する高等技能訓練促進費の支給期間を、最後の3分の1から2分の1に延長する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2,843百万円)の内数)

#### ○母子自立支援プログラム策定事業の推進

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために活用する自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等との連携のもと、同プログラムに基づいた支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2,843百万円)の内数)

(ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

#### ○中小企業雇用安定化奨励金

1,647百万円

(職業安定局予算に計上)

中小企業事業主が就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合に、奨励金を支給し、母子家庭の母等の正社員化を促進する。(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

**○職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施  
(新規) (職業能力開発局予算に計上)**

母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業(10,001百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

**○母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの開発・実施(新規) 91百万円  
(職業能力開発局予算に計上)**

母子家庭の母等に対する支援に実績とノウハウを有する民間機関と共同し、母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを開発・実施する。併せて、保育サービスを提供する。

**○マザーズハローワーク事業の拡充 2,096百万円  
(職業安定局予算に計上)**

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充するとともに、就職のための子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保、出張相談等を実施する。

**○養育費相談支援センター事業 69百万円**

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う。

**(2) 母子家庭等の自立を促進するための経済的支援**

**165,887百万円**

**○児童扶養手当 160,847百万円**

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、それら子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

**○母子寡婦福祉貸付金 5,040百万円**

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。

### 3. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

4, 480百万円→5, 003百万円

#### ○配偶者からの暴力被害者等に対する一時保護委託費の充実

配偶者からの暴力被害者等の一時保護委託における同伴児童のうち特に乳幼児に対するケアを充実するため、新たに乳幼児用の単価を設定する。

（婦人施設措置費（2, 160百万円）の内数）

#### ○婦人保護施設における子どものケアの充実

婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るための指導員を配置する。

（婦人施設措置費（2, 160百万円）の内数）

#### ○人身取引被害者や外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修の実施（新規）

人身取引被害者及び外国人DV被害者の適切な支援を確保するため、人身取引及びDVの専門的な知識を持った通訳者を養成する研修を実施する。

（児童虐待・DV対策等総合支援事業（2, 799百万円）の内数）

# 平成21年度母子寡婦福祉対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

(平成20年度予算) (平成21年度概算要求)  
170,627百万円 → 174,078百万円

## 1 子育て・生活支援、就業支援、養育費確保策等の推進

6,276百万円 → 8,191百万円

### (1) 就業支援策の推進

「福祉から雇用へ」推進5か年計画を踏まえ、可能な限り就業による自立と生活の向上が図られるよう福祉・雇用の両面にわたる支援を行うことにより、地域における母子家庭の母等の就業・自立支援策の充実を図る。

#### ○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2,843百万円)の内数)

#### ○母子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために、母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行うとともに、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を図る母子自立支援プログラム策定等事業を推進する。

また、ハローワークにおいては、「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、支援対象者に対する就労支援を一層推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2,843百万円)の内数、ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

#### ○母子家庭自立支援給付金事業

##### ・高等技能訓練促進費等事業の拡充

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合において、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を考慮した入学支援修了一時金を支給する。

また、平成21年度においては、高等技能訓練促進費の支給期間について、従来の修業期間の最後の1/3(上限12か月)を後半1/2(上限18か月)に延長する。(母子家庭等対策総合支援事業(2,843百万円)の内数)

・自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2, 843百万円)の内数)

○中小企業雇用安定化奨励金 1, 647百万円

中小企業事業主が就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合に、奨励金を支給し、母子家庭の母等の正社員化を促進する。(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)(職業安定局予算に計上)

○母子家庭の母等に対する職業訓練の実施

・職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施(新規)

母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練等を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業(10, 001百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)(職業能力開発局予算に計上)

・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの開発・実施(新規) 91百万円

母子家庭の母等に対する支援に実績とノウハウを有する民間機関と共同し、母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを開発・実施する。併せて、保育サービスを提供する。(職業能力開発局予算に計上)

・準備講習付き職業訓練の実施 838百万円

「自立支援プログラム」の対象者である母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業就職に必要な技能・知識を習得するための「職業訓練」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。(職業能力開発局予算に計上)

○マザーズハローワーク事業の拡充 2, 096百万円

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充するとともに、就職のための子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保、出張相談等を実施する。(職業安定局予算に計上)

○在宅就業の支援 15百万円

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母が良質な在宅就業を得るため、専門的知識やノウハウが必要とされる企業からの受注及び再発注のあっせんを行う事業等について支援を行う。

## (2) 養育費確保策の推進

### ○養育費相談支援センター事業

69百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

### ○母子家庭等就業・自立支援事業（再掲）

母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うこと等により、養育費の確保を図る。（母子家庭等対策総合支援事業（2,843百万円）の内数）

## (3) 子育て・生活支援策の推進

### ○母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する。

（母子家庭等対策総合支援事業（2,843百万円）の内数）

### ○ひとり親家庭生活支援事業

母子家庭の母等が自立に向けた生活の中で直面する諸問題の解決のための相談支援事業、土日・夜間電話相談事業等や、その子どもの精神的安定を図るための児童訪問援助事業等、ひとり親家庭の生活の安定に向けた総合的な支援を実施する。

（母子家庭等対策総合支援事業（2,843百万円）の内数）

### ○子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

（次世代育成支援対策交付金（40,000百万円）の内数）

### ○身元保証人確保対策事業

母子生活支援施設等を退所する母子等が、身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることのないよう、身元保証人を確保するための事業を推進する。

（児童虐待・DV対策等総合支援事業（2,799百万円）の内数）

### ○母子生活支援施設における支援

#### ・特別生活指導費加算

障害のある親等処遇が困難な母子については、手厚い保護・指導が必要であることから、母子指導員を加配する。

（児童入所施設措置費（81,344百万円）の内数）

#### ・夜間警備体制強化加算

夫等からの暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、これらの母子を追って別れた夫等が警備体制の手薄な夜間に踏み込む等により、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすことを防止する観点から夜間警備体制を強化する。

（児童入所施設措置費（81,344百万円）の内数）

- ・ **小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設運営費**  
母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進する。  
(児童入所施設措置費（81,344百万円）の内数)
- ・ **母子生活支援施設の保育機能強化加算**  
母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の子どもを受け入れることにより子育てと仕事の両立を支援する。  
(児童入所施設措置費（81,344百万円）の内数)
- ・ **被虐待児受入加算**  
職員との信頼関係の構築及び愛着の形成などのため、入所当初の関わりが特に重要であることから、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図るため、その受入児童数（入所後1年間）に応じて、職員の雇上や日常生活諸費等を支弁する。  
(児童入所施設措置費（81,344百万円）の内数)
- ・ **施設整備の充実**  
次世代育成支援対策施設整備交付金において、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の施設整備を交付対象とする。  
(次世代育成支援対策施設整備交付金（21,500百万円の内数）)

**2 自立を促進するための経済的支援** 164,351百万円 → 165,887百万円

- (1) **児童扶養手当** 160,847百万円  
離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、それら子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。
- (2) **母子寡婦福祉貸付金** 5,040百万円  
母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。